

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）に所属し、作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅から自家用車を運転して出勤する途中、自動車道下り線を走行中に法面に乗り上げて横転し負傷した。請求人は、D病院に救急搬送され、「頸椎骨折、急性呼吸不全、肋骨多発骨折」等の傷病名で入院加療し、退院後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって、治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、せき柱の変形障害は障害等級第6級に該当すると主張している。

この点、E医師は、「胸腰椎の側弯については、ほとんどこれを認めない。後弯の程度に関しては(中略) Th6～9の前方椎体高の合計：66.6mm、後方椎体高の合計：79.4mm、合計の差：12.8mmで後方椎体高の1ヶ当たりの高さ(19.85mm)を超えるものではない。(中略)本例においても椎体の変形を認めるのはTh6～9のみである。」と述べており、変形が認められる第6～9胸椎の4個の椎体の後方椎体高の合計と前方椎体高の合計の差は後方椎体高の1個当たりの平均高さ19.85mmと比較すると約64%となり、50%以上には達しているが、1個当たりの高さ(100%)にまでは達していないことが認められる。

そうすると、請求人の胸椎の前方椎体高の減少は後方椎体高の1個当たりの高さには達しておらず、さらに、側弯がほとんど認められないことから、「せき柱に著しい変形を残すもの」とは認められず、前方椎体高の減少が後方椎体高の1個当たりの高さの50%以上に達していることから、「せき柱に中等度の変形を残すもの」に該当する。

したがって、請求人のせき柱の変形障害については、当審査会としては、「せき柱に中等度の変形を残すもの」として障害等級第8級に該当するものと判断する。

なお、F医師は、「〇歳という年齢を考慮すると明らかに変形が残存しており『脊柱に著しい変形を残すもの』と判断しても妥当であると思われま

べているが、「著しい変形」と判断した客観的な根拠が明らかではなく採用することはできない。

(2) また、請求人は、残存するせき柱の変形障害が、仮に障害等級第8級にとどまるものであったとしても、胸腰部の運動障害として障害等級第8級の2に該当するとされる身体障害がせき柱の変形障害とは別個に存在する以上、2級繰り上げて障害等級第6級と評価すべきと主張しているが、当審査会としては、胸腰部の運動障害はせき柱の変形障害から通常派生する関係にあるものと判断することから、請求人の主張は採用することはできない。

(3) 以上から、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示するとおり、障害等級第8級に該当し、これを超えるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。